

提出された意見の概要と市の考え方

- 1 案件名
市民参加と協働指針改定（案）
- 2 意見募集期間
令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

3 意見提出の状況

(1) 意見提出者数及び意見提出件数

| | | |
|--------|---------|-------|
| 意見提出者数 | 持 参 | 1 人 |
| | 郵 送 | 0 人 |
| | メール | 1 人 |
| | FAX その他 | 0 人 |
| | 計 | 2 人 |
| 意見提出件数 | 持 参 | 2 1 件 |
| | 郵 送 | 0 件 |
| | メール | 6 件 |
| | FAX その他 | 0 件 |
| | 計 | 2 7 件 |

- 4 意見採用件数
27件中7件

5 提出された意見の概要と市の考え方

(1) 指針見直しの進め方について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>見直しの指針は「市民参加と協働指針」です。この指針は市民参加推進条例の（指針の策定）第16条「市長は、市民参加を推進し、市民との協働によるまちづくりを進めるため、総合的な指針を策定するものとする。」によるものです。しかしながら、どこにもこの関係は記載されていません。</p> <p>このことにより、「市民参加と協働指針」が「市民参加推進条例」とはつながりのない指針として受け取られかねません。今回の指針見直しは「市民参加推進条例」の基本理念に基づく見直し作業であってほしいと思います。</p> <p>指針（案）策定のよりどころを条例としていないため、よりどころを「第2次春日部市総合振興計画」（後期基本計画）に求めているように感じます。例示：P7「2 市民参加と協働の指標」では、数値目標として、この総合振興計画の数値目標自体が掲げられていて、それを達成するための「指針」と思われてしまうのではないのでしょうか？指針策定の目標・指標には、それらを含めた一回り大きな目標・指標があるように思います。</p> | <p>指針と市民参加推進条例の関係については、現行の指針及び市公式ホームページにおいて掲載しております。今回の指針の改定にあたっては、多くの方に手にとっていただき、分かりやすく読みやすいものとするため、現指針では29ページであったものを11ページにまとめました。</p> <p>また、指針の位置づけは、現行の指針に記載しているものと同様に、市民参加推進条例第5条第4項及び第16条に基づき策定するものです。</p> <p>そのため、新指針においても市民参加推進条例の目的を達成するための総合的な指針として位置づけられ、併せて市がまちづくりを行っていく中で、最も重要な基本姿勢であり、市政運営を進めていくに当たっての基本的な考え方を示した総合振興計画の目標を達成していくこととしております。</p> <p>なお、いただいたご意見をもとに新指針の1ページ目に市公式ホームページ「市民参加と協働」のQRコードを追加し、指針の策定経緯も含め市民参加推進条例等との関連が分かるよう修正しました。</p> |
| <p>【問題点】</p> <p>①短時間での完成を目指していること。</p> <p>早くつくるのが目的でないはずですが。現状の問題点や課題がいろいろな視点（行政や市民などの視点）で検証され、その検証結果が共有されてはじめて的確で、現状に合った見直しができるように思います。その過程そのものが、ひとつのまちづくりの取組といえ、まちづくりの取組「見本」になることを期待します。</p> | <p>指針の改定にあたりましては、11ページの「指針改定にあたって」に記載のとおり、令和3年7月の令和3年度第1回市民参加推進審議会をはじめに、市民の方に参加いただいたワークショップを2回開催したほか、市民意見提出手続の実施など、多くの皆さまのご意見と時間をかけて実施してまいりました。</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>②本指針は「自治基本条例や市民参加推進条例」に準拠したまちづくりの推進に欠かせないものです。指針は、まちづくりの主体である市民を育て上げるための視点を持って策定されることを望みます。「まちづくりの主役は市民です」のようなキャッチコピーを大きく書けばいいとは思えません。</p> | <p>まちづくりの主体である市民を育てていく視点が重要であることは認識しております。</p> <p>また、「まちづくり」の定義につきましては、指針の2ページ目において「暮らしやすいまちをつくるために、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、自ら積極的に地域の課題解決を図っていくこと」としております。</p> |
| <p>「まちづくりとは？」の考え方、内容、定義などを分かりやすく記載されることを望みます。これがないと、何のための「参加か？協働か？」が見えて来ません。</p> <p>まちを「みんな」のものにすることが求められています。「みんな」とは、まちに暮らし、まちを守り、まちを維持することに責任を持つ人たちのことです。まちをそういう責任のある「みんな」のものにする持続的活動がまちづくりと考えます。まちづくりは、地域社会の中で責任ある主体としての人（市民）を育て上げることが大切と考えます。そんな責任ある主体としての人（市民）を育て上げることが大切と考えます。そんな責任ある主体を育てるための条例が「自治基本条例」・「市民参加推進条例」であると理解しています。</p> <p>「(指針の策定) 第16条 市長は、市民参加を推進し、市民との協働によるまちづくりを進めるため、総合的な指針を策定するものとする。」この条文と自治基本条例の理念を考え合わせると、指針は「市民参加と協働」の推進だけが目的のものでなく、主体を育て上げるためのものと理解できます。</p> <p>主体（暮らしをよく見つめ、地域社会をよく観察し、よく考え、よく聞き、主体同士の話し合いによる合意形成を粘りつよく行い、合意を実行・実践し合い、検証し、まちや暮らしに責任を持つ人（：市民）なしのまちが出来上がっても住み続けたいまちにはならないのではないのでしょうか。</p> | <p>なお、新指針においては、まちづくりの主体となる市民を育てるために、10ページに記載している「市民参加と協働を進めるための取組」の中で、情報共有の推進やまちづくり意識の啓発などを進め、それぞれの主体により自主的にまちをみんなのものにする持続的な活動が行われるよう取り組んでまいります。</p> |

(2) 指針見直しの概要版について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>今回、見直しする「指針」だけで推進条例の第16条に対応するのか？</p> <p>指針の趣旨を広め、活用してもらうためには、分かりやすさだけでなく、意義や目的・目標が正しく伝わるのが大切です。</p> <p>また同時に、的確な指標も設定して検証してゆくことも必要になります。→Ⅲ「市民参加と協働」はどうやって進めるの 2 市民参加と協働の指標の章と関連します。</p> <p>現行のように指針1本であると、どうしても文章中心で、長くなる傾向があります。より分かりやすい内容を市民に届けるには「指針解説版」のようなものを別につくり、指針を2本立てでまとめることも考えられます。いかがでしょうか？</p> <p>指針2本立案（指針本体＋解説編）：指針本体は比較的文が多くなるが、条例の趣旨を踏まえた内容に出来る。これに対し、指針解説編では、比較的図や絵・関係を示す図表が多くなり、より直感的にわかりやすくなります。</p> <p>理解の歩み方：指針解説編→指針本体→関連する条例→総合振興と進み、それぞれの関係が見えて来てより理解が深まり、社会参加や社会貢献への理解がすすみ、参加と協働の契機になると思います。</p> | <p>今回の指針改正に関する骨子を作成する段階で市民参加推進審議会において協議を重ね、「簡潔な構成とし分かりやすい内容や表現とすること」、「指標を定めること」、という方針のもと改定作業を進めてまいりました。</p> <p>市民参加推進条例の目的や定義、指針との関係性等については、新指針の1ページ目に市公式ホームページ「市民参加と協働」のQRコードを追加し、指針の策定経緯も含め市民参加推進条例等との関連が分かるように修正しました。</p> <p>なお、今後、新指針を市民の皆さまにまずは手に取っていただけるよう、A4サイズ2ページ程度の概要版を作成したいと考えております。</p> |

(3) 指針の体裁について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>本指針案は、A4 サイズで表紙を含め 7 枚つづり (7 枚×2 : 14 ページ分)、ちなみに現行の指針は表紙を含め 16 枚つづり (16 枚×2 : 32 ページ分) で、新指針はページ数で現行指針の半分以下です。</p> <p>指針案の 7 枚目最後のページは裏表紙で奥付です。その前の 13 ページ目は白紙です。指針案のページ数が半分以下になったにもかかわらず、白紙ページがあるのはいかなもののでしょうか？もっと充実したもの、完成度の高いものにしてほしいです。</p> | <p>現行の指針は文字が多く、内容等も難しいといった課題がありました。そのため、新指針では、そうした課題を解決するため、簡潔な構成とし分かりやすい内容や表現を用いております。</p> <p>また、現行の指針や市民参加推進条例との関係は現行の指針や市公式ホームページにおいて記載しておりますので、詳細がご覧いただけるよう 1 ページ目に QR コードを追加しました。</p> |

(4) 指針の文体について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>長すぎる文章が多すぎです。これにより主語 (主部) と述語 (述部) が離れすぎたり、主語の省略であったり、ねじれたり、一文の中に言いたいことがいくつも入ったりしています。このことにより、言いたいことの雰囲気は分かるのですが、一読での理解が困難です。(私だけであればいいのですが)</p> <p>【事例 : (2 春日部市が目指す「市民参加と協働」: P3)「全ての市民が主体的にまちづくりについて考え、行動することで、だれもが笑顔で、いきいきと暮らしていけるまちづくりを進めるとともに、未来を担う子どもたちが夢や希望をかなえられる都市として、持続・発展・躍進し続けるまちづくりを市民と市の機関が協働して進めます。」】</p> | <p>一文が長い文章については、短い文章となるよう修正しました。(P3「2 春日部市が目指す「市民参加と協働」」)</p> |

(5) 1 ページ目「はじめに」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>一般に、「はじめに」に記載される項目・内容として、次のようなものが考えられます。</p> <p>①指針の制定根拠 (条例との関係)・意義・背景</p> <p>②指針の制定の目標・目的</p> | <p>指針の策定根拠、市民参加推進条例及び自治基本条例との関係性、市民活動センターについて等は、現行の指針や市公式ホームページにおいて掲載しております。新指針においては、いただいたご意見をもとに新指針の 1 ページ目に市公式</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>③指針見直しのための検証結果とその結果をどう見るか：見直し理由と根拠</p> <p>④見直しの方針・見直しに求められること・見直しの手順と経過</p> <p>⑤その他</p> <p>①の記載がありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【市民参加と協働に関するこれまでの歩み】が書かれていますが、説明がありません。 ・本指針は独立して成立するものではありません。自治基本条例と市民参加推進条例と密接に関係していることなので、その関係の記載が必要と考えます。 ・さらに、指針案（3 推進体制のイメージ P8）には市民活動センターの役割も記載されているので、活動センター（設立の趣旨・機能・役割など）との関係も触れておく必要があると思います。 ・推進条例第 16 条によって「総合的指針の策定」が規定されていますが、案では、その目標を、第 2 次春日部市総合振興計画の基本構想に求めているようです。総合振興計画は、自治基本条例の第 16 条の規定にされたものです。 ・指針策定の目的・目標は自治基本条例と市民参加推進条例に規定される基本理念に関わるものではないでしょうか？ | <p>ホームページ「市民参加と協働」の QR コードを追加し、指針の策定経緯も含め市民参加推進条例との関連が分かるよう修正しました。</p> |
| <p>②指針は単なる「市民参加と協働」の推進する方法・手続きだけでなく、推進すべき方向を指し示すことも必要で、それは自治基本条例・市民参加推進条例に規定されている基本理念にあるように考えられます。</p> | <p>指針 2 ページ「指針の目的」及び 3 ページ「春日部市が目指す「市民参加と協働」」において、市民参加推進条例及び自治基本条例の基本理念を踏まえ、本市が目指す市民参加と協働の方向性について記載しております。</p> |
| <p>③「市民参加と協働の推進状況の検証を行い P1, L5」とありますが、検証結果の内容が十分に公表されていません。パブリックコメントを書く上でも、検証結果が公表されていなければ、的確なコメントも出来ません。市民参加推進条例の第 5 条の規定の</p> | <p>市民参加と協働に関して、市民参加手続の実施結果や NPO 等と協働で行われた事業数につきましては、市公式ホームページにおいて公表しております。</p> <p>また、改定にあたっての課題等につきましては、市民参加推進審議会において</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|------------------------------------|
| <p>ように、資料の提供と共有が協働する上で大切な要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証では、「市民」だけでなく「市の機関」としての問題点・課題もチェックされていますか？ | <p>協議・検討をいただき、今回の指針案に反映しております。</p> |

(6) 2 ページ目「1 指針の目的」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>「なぜ「市民参加・協働」が必要なの」が、明確に、的確に記載されていません。なぜ、必要なのですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「指針の目的」についても書かれていません。 ・ごく普通に考えて、指針の策定を規定している市民参加推進条例の目的を遂行することが「指針の目的」ではないでしょうか？ <p>本来指針とは、向かうべき方向を示す大方針を記したものであるもので、この「指針の目的」が分かりやすく表現されないと、何のための指針であるかが分かりません。</p> <p>〈まちづくりの主役は市民です〉のようなキャッチコピーの前に、「まちづくりは何か」をじっくりと議論し合い、「まちづくり」の意味や意義などの理解を深める努力が必要であったように思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民」にとって「まちづくりとは？」を考える機会は殆どないようです。 ・そのためにも「まちづくりって何だ？」を明確で、分かりやすい解説・定義？が必要です。そのための議論も必要です。 ・今回の改定計画には、十分な議論をする時間ありません。 | <p>指針 2 ページ「指針の目的」において、市民参加と協働指針を策定する目的について、3 ページの「春日部市が目指す「市民参加と協働」」において、市民参加と協働の必要性について記載しております。</p> <p>市民参加推進条例では「市民参加の推進に関し、基本理念を定め、市民及び市の機関の責務を明らかにするとともに、市民参加の推進に関する基本となる事項を定めることにより、市民と市の機関との協働による暮らしやすい春日部市をつくること」を目的としています。</p> <p>新指針の目的も同条例の目的を踏まえ記載しているものです。</p> <p>なお、キャッチコピーである「まちづくりの主役は市民です」につきましては、現指針においても指針策定の趣旨において記載をしており、この考え方を引き継ぐものです。</p> |
| <p>現行の指針でもそうであるが、主役は市民と言いつつも、市の機関と市民が同等であるかのように並列して書かれている。</p> <p>あたかも、これまで春日部市内で市民がまちづくりに関わっていない、活動していないかのような印象を与えるような文章である。</p> | <p>市民参加推進条例では、協働について、「市民と市の機関とが目的を共有し、互いの役割及び責任に基づいて、信頼関係を構築し、対等な立場で補い合い、協力して行動することをいう。」としています。</p> <p>また、2 ページの本文中に「これまで</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| | <p>も、春日部市のまちづくりは市民の方々の知恵や協力によって支えられてきました。」とあるとおり、市民がまちづくりに関わっていない、活動していないかのような印象を与えるような文章ではないものと考えております。</p> |
| <p>SDGs とあるが、SDGs は 2030 年までの達成目標であるが、7 年以内に再度改定を行う予定なのか。</p> | <p>10 ページ「市民参加と協働を進めるための取組」において、「指針の見直し」について記載しています。</p> <p>指針の内容に関しましては、SDGs に限らず、社会情勢等を鑑み、適切な時期に改定を行ってまいります。</p> |
| <p>主役という、シナリオありきの存在である言葉を使っているところも含め、なんだか上から目線で書かれているように感じられる。</p> | <p>市民と市の機関が対等な立場であるという前提の基、指針を作成しております。</p> |
| <p>現行の指針での問題点として、「2 指針策定の趣旨」において、市民参加推進条例の説明があり、総合振興計画の基本理念等の認識を高めるなどの記載があるが、前提として市民参加推進条例には総合振興計画という言葉は出てきていない。それに関する記述が無くなったことで、曖昧で有耶無耶なものになっていると感じる。</p> | <p>総合振興計画は、行政運営の指針として、また、地域づくりの最上位に位置つけられる計画として、まちの将来像を実現するため、まちづくりの基本目標に基づいて施策を体系的に整理し、方向性を定めたものです。</p> <p>なお、市民参加推進条例の中に総合振興計画という言葉の記載はありませんが、市民参加推進条例も当時の総合振興計画における基本理念の中にある「市民主役」を明確にするため、市民も市の機関も「まちづくりの主役は市民」であることの認識を高め、それぞれの立場を理解し、尊重し、情報を分かち合い、参加できる仕組みを定めたものであるため、密接に関係するものと捉えております。</p> |

(7) 3 ページ「2 春日部市が目指す「市民参加と協働」」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>・『春日部市民の一人ひとりの「市民参加と協働」により、春日部市が目指すまちの将来像である「つながる にぎわう すまいるシ</p> | <p>総合振興計画は、行政運営の指針として、また、地域づくりの最上位に位置つけられる計画として、まちの将来像を实</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>ティ春日部」を目指していきます。』と記載されています。</p> <p>・春日部市総合振興計画が掲げている「将来像：つながる にぎわう すまいるシティ春日部」も目指すもののひとつであると思いますが、指針の中で断定的に「未来像はこれだ」と言い切っているものなのではないでしょうか？指針で記載されるべきものは、もう一回り大きな枠組みの未来像ではないでしょうか？第3次総合振興計画の立案時には変更されるかもしれません。その時はくちちがいが生じ、指針を変更しなくてはならないものになります。</p> <p>・総合振興計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）～2027年度（令和9年度）の10年間で、令和10年度に立案される第3次総合振興計画で記される春日部市の未来像も変わっているかもしれません。5年後の時点でも耐えられるものにした方がよいのではありませんか？（5年後には地球温暖化問題が顕在化していて、総合振興計画における未来像の姿（イメージ）も変わっているかもしれません）</p> | <p>現するため、まちづくりの基本目標に基づいて施策を体系的に整理し、方向性を定めたものです。</p> <p>そのため、今後もさらに市民参加と協働を進めることにより、同計画の基本構想で掲げる「まちの将来像」を実現していきたいと考えております。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、次期総合振興計画の策定の際は基本構想の見直しも想定されるため、その際は、市民の皆さまとの意見交換の場を設け、指針の見直しを行ってまいりたいと考えております。</p> |

(8) 4 ページ「1 「市民参加」と「協働」」の定義について

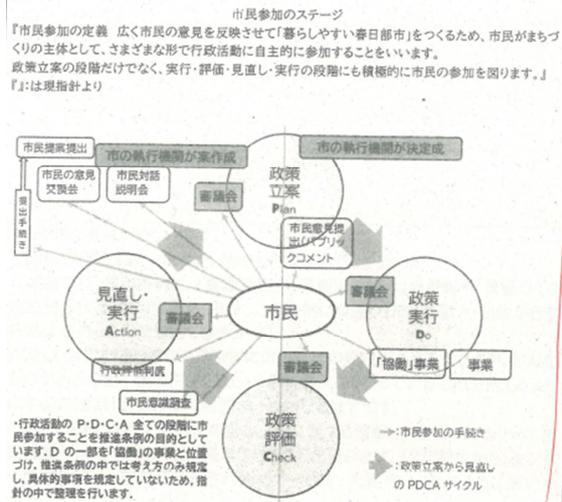
| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>現指針では、『市民参加の定義 広く市民の意見を反映させて「暮らしやすい春日部市」をつくるため、市民がまちづくりの主体として、さまざまな形で行政活動に自主的に参加することをいいます。政策立案の段階だけでなく、実行・評価・見直し・実行の段階にも積極的に市民の参加を図ります。』として、行政活動のPDCAの全ての段階に市民が参加できることを示す図が挿入されていますが、今回はありません。これに関連する記述は『(1) 市民参加 市民がまちづくりの主体として、さまざまな形で行政活動に自主的に参加することです。』のみの表現です。</p> | <p>政策立案の段階だけでなく、実行・評価・見直しの段階でも積極的に市民の参加を図っていくよう、現行の指針と同様に市民参加の定義にPDCAにおける市民参加と協働に関する図を新たに追加しました。</p> |

意見の概要

市の考え方

・市民参加（行政への市民参加）の関係図は改訂版でも是非入れてほしいものです。

一例として、その挿入図を提案します（表現にはまだ問題がありますが、見直しの理由にある「分かりやすく」を表現してみました）。



あまりにも定義の文章が少なすぎる。改定の理由の一つに多くの市民に分かりやすくするためというものがあるが、現行の指針内にある市民参加の定義の図など、わかりやすかったものを無くし、細かなものを削除した結果、あまりにも抽象的で逆に市民が正しく理解する機会を奪っていると感じた。数ページあるものを1行や2行に収めるのはあまりにも雑に感じる。

PDCAの内、政策立案のプランのところから市民が参加できるという点が重要なのであって、抽象的な表現はかえって何ができるのか、何をしたいのか分からないものになっている。市が積極的に市民の意見を取り入れて政策を作っていこうという姿勢が全く見えず、市民は従来の直感的に分かりやすいCやAなどの立場にばかり目が行き、ご意見番であったり、ただ文句を言うだけの市の機関からすると迷惑な存在になりかねない。一緒に春日部市でまちづくりをしていくという観点から、一緒にやるのだという感覚が得られるようなものが望ましいと考える。

(9) 4 ページ「2 市民参加の方法」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>具体的な事例が欲しいです。</p> <ul style="list-style-type: none">・5例が列挙されていますが、他のものはないでしょうか？・【体験事例：景観条例に、「景観資源」・「景観重要樹木」の登録や「景観づくり市民団体」の認定制度があります。この条例に関連して市民・個人・団体が行う行為は5例のどこに該当しますか？】・このように、いろいろな条例などに市民参加の規定がありそうですが、どんなものがあるのか一覧表にしてほしいです。見えなくなっているものを見るようにするのも指針改定作業の目的の一つになるはずです。・P4に記載されている市民の参加方法に関する情報は、全て、タイムリーに市民活動センターの掲示板に掲示されることを望みます。(2年前位から、センターの努力で、一部の掲示がされ始めています。大変良いことのように思います。)・市民参加推進条例（市民登録制度）第15条で行われる登録者と同等の情報を、随時活動センターに掲示して市民との情報共有を図ってほしいです。・関連して、条例などの行政資料を会合で利用できるような体制も是非、市民活動センターにもつくってほしいです。 | <p>市民参加推進条例第6条において、市民参加のための手続が規定されております。</p> <p>例示に関しましては、「〇〇条例制定に関する市民意見提出手続」や「△△計画審議会等手続」といった形となるため、具体的な名称の例示は割愛させていただきます。</p> <p>なお、他の条例に基づく市民団体の認定等については、市民参加推進条例に規定する市民参加手続とは趣旨が別となりますのでご理解願います。</p> <p>また、市民参加手続を実施する際には、市公式ホームページにおいて公表するほか、市民活動センターや各公共施設においても関連資料の配架を行っておりますので、今後も遅滞なく実施するよう努めてまいります。</p> <p>このほか、市民活動センターに関するご要望につきましては、ご意見として承ります。</p> |

(10) 5 ページ「(1) 協働のイメージ」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|
| <p>「市民参加と協働指針」で定める協働の目標は、『まちの将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ春日部」の実現に向かって…』でしょうか？挿入されている図もそのことをよく表しているように思えます。</p> <p>協働の目的・目標は「暮らしやすい春日部をつくる」（参加推進条例（目的）第1条より）で、もう一回り大きな捉えであるようです。</p> | <p>市民参加推進条例の目的にある「暮らしやすい春日部市をつくること」は、総合振興計画を着実に推進していくことで実現できるものと捉えております。</p> <p>そして、市民参加推進条例に基づき策定された指針の目的も同様に、総合振興計画と密接に関連するものと考えられます。</p> <p>そのため、総合振興計画の基本構想で</p> |

(11) 5 ページ「(2) 協働の基本原則」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>「透明性の確保」→「情報公開と透明性の確保」はどうでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none">・情報が公開されない中では「目的の共有」も信頼も構築できませんし、実のある議論も出来ません。・近年、多くの自治体で行政文書のオープンデータ化が進んでいるようです。指針見直しを機に、春日部市もデータのオープン化を推進し、誰もが、いつでも、すぐに必要としているデータにたどり着けるようにしてほしいです。・また、活動センターに「行政文書のコンシェルジュ（行政文書に精通し、探し求めることのできるひと）」を置いてほしいし、育成してほしいです。 | <p>ご意見のとおり、情報公開と透明性の確保に修正しました。</p> <p>なお、行政文書コンシェルジュの設置につきましては、ご要望として承ります。</p> |

(12) 6 ページ「(3) 協働の形態」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>・行政との協働の形態として、6つの主な方法が列挙されていますが、それぞれに事例の記載がほしいです。</p> <p>・この図表表現からは、これだけしか認められていないと思われてしまいます。行政との協働の形態にはもっといろいろありそうです。「まちづくりの小さな芽」となるような市民による協働活動を育てていくためにも、抜け落ちのないものにしてほしいです。</p> <p>【抜け落ちていると考えられる実体験による事例：市有地である余地の使用申請を担当部署にし、市長による使用許可をもらってコミュニティガーデン活動を地元の方々と10年以上行っています。】これは協働（事業）でしょうか？（市有地の使用許可を市長が出していることから協働ではないのでしょうか）主要な協働ではないので除いたのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none">・例えば、このようなコミュニティガーデン | <p>具体例につきましては、各項目ごとに文章の後に括弧書きで掲載しております。</p> <p>また、指針では協働の形態の主なものを記載しておりますので、必ずしも6つの形態に限られるわけではありません。</p> <p>なお、協働事業に関する事業数につきましては、NPOと協働で行われた事業数は市民参加推進課において把握しており、コミュニティガーデン活動につきましてはカウントされておられません。</p> <p>今後につきましては、「まちづくりの小さな芽」となるような市民による協働活動を育てるよう、この指針を多くの方に目を通してもらい、まちづくり意識の啓発に努めてまいります。</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|-------|
| <p>活動は協働（事業）としてカウントされる対象ではないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりには、このような市民の自発的でささやかな活動は必要で、まちづくりの端緒として大切な取組と考えます。 ・このような実体験は他にもありますが省略します。このような例は他にもたくさんありそうです。「まちづくりの小さな芽」を育てる視点で「協働」ととらえ直してほしいです。 ・「協働」として把握されていない事例も多くありそうです。 ・そのためには、協働事業の定義や範囲を見直してみたらどうでしょうか？ ・拾い上げる仕組みの検討も必要です。 | |

(13) 7 ページ「2 市民参加と協働の指標」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>【意味：指標は「判断基準となるもの」に対して、目標は「ゴールとなるもの」と言えます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加と協働の指標すなわち、判断基準となると考えられるもの・事項があらかじめあって、その判断基準と現状を見比べることによって、参加と協働の進捗状況（量的・質的）が把握でき、進捗の良否が判断できるのだとおもいます。指針見直しにあたり、指標としてどんなもの・事項を拾い出し、どんな検討を経て案に示される「参画率とNPOとの事業数」の2項目が指標となったのでしょうか？ | <p>市民参加推進審議会において検討を行い、市民参加と協働の推進状況を検証するため、新たな指針では指標を定めることとしました。</p> <p>また、総合振興計画との関連性についても指摘をいただいたところです。</p> <p>そこで、総合振興計画との関係を明確にするため、令和5年度からスタートした、後期基本計画の施策3-1-1「市民参加と協働の推進」成果指標を指針の指標として設定しました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「参画率」の算出方法は不明です。母数、子数は何ですか？ ・参画率の求め方、意味することの説明がありません。参画率を示すのであれば、数量も表示することも必要です。 ・総合振興計画の数値目標がそのまま、指針の数値目標になるのは良いのでしょうか？数値目標を掲げることにより、それだけが取 | <p>「参画率」の母数は市民参加手続（市民意見提出、審議会、市民対話説明会、市民意見交換会、市民政策提案、その他）の1年間の実施件数の合計数です。</p> <p>子数は、母数の手続のうち1人でも市民から意見や会議等への参加があったものをカウントし、その合計数です。</p> <p>なお、成果指標は取組の進捗を計る上</p> |

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>組の対象とならないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標を掲げて取り組むことも大切なことですが、そのためには、いろいろな指標で「参加と協働」を検証しないと、本当の問題点はつかめないと思います。 <p>考えられる指標になりうる項目は：</p> | <p>で数値目標を掲げ設定しておりますが、対象の取組だけでなく、市民参加と協働に関する幅広い取組について推進してまいります。</p> <p>また、各種取組につきましては、さまざまなデータ等を活用して検証を行い、次の取組に生かしてまいります。</p> |

(14) 8 ページ「3 推進体制のイメージ」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・図では、中心部に市民活動センターが重要な位置を占めていそうです。市民活動センター「ぽぽら春日部」の設立の目的や機能・役割の見直しにも通じる話のように思います。市民活動センターの運営方針の見直しも計画しているのでしょうか？ | <p>市民活動センターの運営方針につきましては、現在のところ改定の予定はありませんが、今後の社会情勢等を鑑み、必要な時期に改定してまいります。</p> |

(15) 9 ページ「4 市民参加と協働を進めるための取組」について

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|--|--|
| <p>8 項目についての取組が記載されていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組の検証のためには、それぞれに指標が必要です。どんな指標で取り組みますか？ ・情報共有の推進に関連し、活動センターに「行政資料に関するコンシェルジュ」を置くような体制作りも必要です。 | <p>8 つの項目に関する指標は設けておりませんが、今後、市民活動センターをはじめ、市民参加推進審議会等において取組に関する報告を行い、ご意見をいただき、効果的な取組について検討してまいります。</p> <p>また、「行政資料に関するコンシェルジュ」につきましては、ご意見として承ります。</p> |